

消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成24年8月に消費税法及び地方税法等が改正され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金については、すべて「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費等は除く)」に充てることとされています。

本町の令和3年度決算における上記経費及び充当状況は次のとおりです。

(1) 令和3年度地方消費税交付金決算額について

単位:千円

款	項	決算額
7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	136,661 (うち社会保障財源化分 75,986)

(2) 令和3年度社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

単位:千円

事業区分	経費	財源内訳				
		国道支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
社会福祉	障害者福祉	169,000	122,259		46,741	7,683
	高齢者福祉	1,476		911	565	93
	児童福祉	64,156	46,471	1,035	16,650	2,736
	母子福祉	3,809	239		3,570	586
社会保険	168,285	41,080			127,205	20,908
保健衛生	319,263	7,179	25,400	874	285,810	46,980
合計	725,989	217,228	25,400	2,820	480,541	78,986

障害者福祉 : 障害福祉給付事業、地域生活支援事業、自立支援関連事業など

高齢者福祉 : 高齢者生活支援事業、老人措置事業など

児童福祉 : 子育て支援対策事業、こども園関連事業など

母子福祉 : 母子保健事業、母子栄養改善事業など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 町立病院負担金、各種医療費助成事業、予防接種・がん検診事業など